

平成12年第3回藤岡市議会定例会会議録(第3号)

平成12年6月14日(水曜日)

議事日程 第3号

平成12年6月14日(水曜日)午前10時開議

第1 議会運営委員会経過報告

第2 諸報告

第3 議会運営委員会委員の補欠選任

第4 議案第45号 退隠料改訂に関する特別措置条例等の廃止について

第5 議案第47号 藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について

第6 陳情第5号 「激増する農畜産物の緊急輸入制限(セーフガード)の発動を求める」意見書
採択を要請する陳情

陳情第6号 「激増する農畜産物の緊急輸入制限(セーフガード)の発動を求める」意見書
採択を要請する陳情

第7 議案第48号 監査委員の選任について

第8 議員提出議案第1号 地域農業と農家経営を守るために緊急輸入制限(セーフガード)の発動
を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 三好徹明君 | 2番 | 金井壽君 |
| 3番 | 冬木一俊君 | 4番 | 松本啓太郎君 |
| 5番 | 反町清君 | 6番 | 片山喜博君 |
| 7番 | 金子勝治君 | 8番 | 佐藤淳君 |
| 9番 | 茂木光雄君 | 10番 | 笠原史嗣君 |
| 11番 | 斉藤千枝子君 | 12番 | 坂本忠幸君 |
| 13番 | 木村喜徳君 | 14番 | 青柳正敏君 |
| 15番 | 青木寛君 | 16番 | 新井雅博君 |
| 17番 | 針谷賢一君 | 18番 | 山田一友君 |
| 19番 | 塩原吉三君 | 20番 | 中村菊雄君 |
| 21番 | 川野盛幸君 | 22番 | 大戸敏子君 |
| 23番 | 吉田達哉君 | 24番 | 久保信夫君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|----------|--------|--------|-------|
| 市長 | 塚本昭次君 | 助役 | 柵木孝君 |
| 収入役 | 星野知平君 | 教育長 | 岡田要君 |
| 企画部長 | 田中信一君 | 総務部長 | 新井千文君 |
| 市民生活部長 | 塚越正夫君 | 健康福祉部長 | 中易昌司君 |
| 経済部長 | 中野秀雄君 | 都市建設部長 | 須川良一君 |
| 水道部長 | 中島征一郎君 | 教育部長 | 斎藤稔一君 |
| 監査委員事務局長 | 小野里英一君 | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|-------|-----|
| 事務局長 | 青柳孝之 | 事務局次長 | 田島均 |
| 議事調査係長 | 宮澤正浩 | | |

午前10時28分開議

議長（川野盛幸君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 議会運営委員会経過報告

議長（川野盛幸君） 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長塩原・三君の登壇をお願いします。

（議会運営委員会委員長 塩原・三君登壇）

議会運営委員会委員長（塩原・三君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について、ご報告申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により本日、議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱い方法について協議したのであります。

追加されますものは、市長提出議案1件と議員提出議案1件であります。この取り扱いについては日程表にもありますように、日程第1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第2、諸報告、日程第3、議会運営委員会委員の補欠選任、日程第4、議案第45号については総務常任委員会に、日程第5、議案第45号は藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会に、日程第6、陳情第5号と陳情第6号については経済常任委員会にそれぞれ付託されておりますので、議案の審査報告及び陳情の審査報告を各常任委員長から報告願った後、質疑、討論、採決をお願いします。日程第7、議案第48号については単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決をお願いします。次に、日程第8、議員提出議案第1号については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（川野盛幸君） 暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

議長（川野盛幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（川野盛幸君） 塩原・三君。

（議会運営委員会委員長 塩原・三君登壇）

議会運営委員会委員長（塩原・三君） 大変失礼いたしました。私の読み違いがあったそうでございますので、ここで訂正させていただきます。

日程第5、議案第47号を第45号と先ほど申し上げたそうでございます。正式には議案第47号は藤岡市営上落合土地改良事業計画についてということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

議長（川野盛幸君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第2 諸報告

議長（川野盛幸君） 日程第2、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 報告を申し上げます。

株式会社藤岡クロスパーク及び藤岡市農業振興株式会社より経営状況を説明する書類が提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

第3 議会運営委員会委員の補欠選任

議長（川野盛幸君） 日程第3、議会運営委員会委員の補欠選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。議会運営委員会委員に三好徹明君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三好徹明君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

第4 議案第45号 退隠料改訂に関する特別措置条例等の廃止について

議長（川野盛幸君） 日程第4、議案第45号退隠料改訂に関する特別措置条例等の廃止についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長坂本忠幸君の登壇を願います。

（総務常任委員会委員長 坂本忠幸君登壇）

総務常任委員会委員長（坂本忠幸君） ご指名を受けましたので、去る6月5日の本会議において総務常任委員会に付託されました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し

上げます。

本委員会は6月6日、市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第45号 退隠料改訂に関する特別措置条例等の廃止について、ご報告申し上げます。この条例廃止の理由は退隠料受給者であった旧神流村役場職員が昨年死亡され、受給者が皆無となりました。このため条例の廃止を行うものであります。

質疑の主なものを申し上げます。他市町村から転入者が生じた場合、この条例はどのような取り扱いをするのか、また、現在藤岡市では該当者がいるのか伺いたい。退隠料という制度自体は、公務に真面目に勤めた方が安心して退職後または老後が暮らせるようにということでこの制度があります。現在の退職年金に相当するものであり、支給開始時に所属していた市町村が責任を持って支給する。また、昨年1名いた該当者の方が死亡したため現在は該当者なしとのことでした。退隠料の支払い方法について伺いたい。支払いについては、藤岡市の一般会計予算の中から支出をしていたとのことでした。藤岡市に合併前の藤岡町・神流村・美九里村の3名の方が該当していたが、小野村・美土里村・平井村・日野村にはこういう制度がなかったのか伺いたい。それぞれ旧町村にこの退隠料の制度はあったと思われるが、合併したときに該当者は藤岡町・神流村・美九里村の3名だったとのことでした。委員から次のような意見がありました。いろいろな観点から精査してみて、この条例が廃止されても今後何ら支障を来さないと思われ、賛成の意を表しますとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告を終わります。

議長（川野盛幸君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第45号 退隠料改訂に関する特別措置条例等の廃止に

ついて、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第47号 藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について

議長(川野盛幸君) 日程第5、議案第47号藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更についてを議題といたします。

藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長塩原・三君の登壇を願います。

(藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査
特別委員会委員長 塩原・三君登壇)

藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会委員長(塩原・三君) ご指名を受けましたので、去る6月5日、平成12年第3回定例会において、本特別委員会に付託されました藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は平成12年6月7日と12日、市長・助役及び関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

第1回目の委員会では、最初に執行部から上落合土地改良事業の経過について、次の概要説明がありました。平成8年10月、土地改良総合整備事業申請(補助事業としての申請)、平成9年3月12日、土地改良法に基づく事業の施行を議会議決をいただき、計画概要の公告を5日間行い、地元地権者の同意を得、細かい事業計画を作成し、平成9年10月17日、土地改良法に基づく事業の認可申請の手続を行った。この間、平成9年5月1日、県において土地改良総合整備事業実施地区として採択され、平成10年2月2日、県の専門技術者の調査委嘱及び調査報告を受け、専門員による事業の適否の審査の結果、適当と決定され、その後公告及び縦覧を22日間行い、平成10年3月25日、土地改良法に基づく事業認可が県からおりました。

その後の手続として平成10年5月6日に道路関係の地元説明会を実施、この時点で具体的な道路の線形等を示したが幅員等に対し了解が得られず、その後、計7回にわたる地元説明会を開催し、ある程度の上承をいただき、平成11年4月4日、道路幅の境界立ち会い、平成11年6月8日、道路用地の契約を行った。平成10年5月22日に平成10年度基盤整備促進事業の申請を行い、平成10年6月1日に平成10年度基盤整備促進事

業として県から認定をいただいた。平成10年11月27日に地元との説明会を重ねていく中で6メートルが難しく5メートルになったため、補助事業の関係で団体営土地改良事業の計画変更の申請をし、その後1年を経過し、平成11年12月14日付で県から団体営土地改良事業の計画変更の承認がされた。その中に、土地改良法に基づく変更の手続を適正にという文言が入っており、その書類が市に届いたのは平成11年12月22日のことでした。その後、事業の方を進めながら、平成11年12月28日に農道工事の入札を行った。ここが認可を受けないで工事を発注したことにより指摘を受けたところであるとのことでした。

平成12年3月に事業の変更にかかわる事業計画書作成を行い、平成12年6月5日の議会に事業の変更についてを提出いたしました。その後の過程として、議会の議決を得た後、変更後の事業計画の概要等の公告を5日間行い、その後、新たに地権者の同意、議会の議決があったことを証する書面等をいただき、県知事に申請する。その後、県の審査を受けて認可がおりるまでの間、順調にいて約5ヵ月間要する。面的整備を行う場合、地権者の状況により変更が生じたことにより、また、事業計画書をつくり議会の議決、そして地権者の同意を得て手続をする。この手続を法令どおり実行すると認可がおりなければ事業の実施はできない状況だが、実際には工事等着工しており、工事を中断すると事業の進行の遅延、地元住民の生活の利便性を欠き、期間を要するために現実的には非常に難しい状況で、慣例として軽微な変更については最後にまとめて手続を行うという状況の中で、今回、十分に事前に議会へ説明し理解をいただき、事業を進める手続をしなかったことに対し大変反省をしているとのことでした。

最初に、6月7日の質疑の主なものについて申し上げます。平成10年11月27日、土地改良事業の計画変更申請を行った。なぜ1年が必要だったのか説明願いたい。最初に市は県と協議し、県は国へ協議する。その際、変更の概要の計画書を作成するために1年くらいかかるのが現状とのことでした。平成11年12月14日に計画変更の承認が出、その段階で6メートルを5メートルにするのには議会の承認が必要であるとわかったということなのか伺いたい。平成10年11月27日に変更事由が生じたわけだが、それが認められるか認められないかという段階では、まだ事業計画書の作成はできず、国が県へ、県が市へと承認がおりてきてからでないと、事業計画書を作成しても無駄になってしまうため、承認を待ってから事業計画書の作成という手順となるとのことでした。議会の承認が必要であるということをはっきりと担当部として自覚したのはいつなのか伺いたい。平成11年12月14日付で、土地改良事業の計画変更の承認の通知の中に計画変更上の手続を適切に行われたいとの文言があり、この計画については土地改良法上の手続を要するという確認したとのことでした。これだけの綿密な改良事業の変更手続に対し、軽

微な変更と判断して事業を進められるものなのか伺いたい。事業の進行については、県の担当部署と打ち合わせをさせていただきながら事業を進めてきたとのことでした。地元説明会の中で、道路幅が6メートルから5メートルにという意見が出されたいきさつについて伺いたい。地元としては、道路の通過地点が集落の中をかぎの手に通過するため、朝の渋滞時間にこの道路が完成するとバイパスと化し、二つの信号を避けるため集落内に朝夕の通勤時間に多数の車両が流入し、地域の子供たちの交通事故等心配が予想され、また、車両のスピードが増して事故の危険が増えるといった交通面の関係等もあり、地元から5メートルにとの要望があり、6メートルで実施した場合、同意は困難との判断の中で5メートルに変更したとのことでした。最終合意は、平成11年3月23日の説明会で用地の境界立ち会い、道路用地の契約について了承を得られたとのことでした。

変更承認通知を平成11年12月22日に市が正式に受け取り、12月28日に工事入札が行われたいきさつについて伺いたい。入札に至る経緯は、地元説明会をしながら平成10年11月27日、入札の約1年前に変更申請を上げ、その間、県とのやりとりを行いながら1年間以上が経過した。その状況下で5メートルで計画可能と判断し、入札の準備を進め入札を行った。平成11年度の補助金の執行に当たり、年度内の執行が難しい場合は繰り越しとなり、繰り越しをする場合入札を行い契約等をし、ある程度の金額が確定して、当然、国・県の補助金も年度内の執行ができなければ、補助金を出す方も支出の繰り越しを行う手続もあり、入札しなかった場合、繰越額も明らかにならないため国・県の補助金も繰り越しが確定しないという状況が起こるため事務手続的なものを後回しにし、事業の執行に入ってしまったという経過である。例えば、この事業が正式に法手続が終了しなければ出来ないということであれば、この時点で予算の執行が出来なくなり、この予算を同じ事業の他の市町村へ回すことになると思うが、いただいた方も執行が不可能と思う。補助金の絡みで法手続が進まなかったが事業の執行をしてしまったとのことでした。

12月28日の農道工事入札に関し詳しく伺いたい。入札の執行が12月28日、市の執務日の最終日になってしまったが、指名の通知・契約規則等の所定の閲覧期間を設け入札執行に入ったとのことでした。工事入札に入る前に議会の議長に事前の会議ができなかったことについての考えをお聞かせ願いたい。今回のことについては、手続を経ないで行ったことに対し反省している。今後このようなことのないよう十分注意し、業務遂行を図っていきたいとのことでした。今回提出された議案が議決されなかった場合、どんな影響があるのか伺いたい。土地改良法の変更手続については、最終的には県知事の認可となり、認可がおりなければ事業は執行できないとのことでした。

次に、6月7日の調査特別委員会後に正・副委員長から執行部に5項目の質問が提起され、その5項目につき経済部長から次のような回答がありました。質問1、問題が発生し

た原因について。計画の変更が発生し、法手続の必要性が生じたことにより事業の遅れる可能性を心配し、法手続と事業の推進を同時に進めようとしたことが問題発生の主な原因である。また、その他法令の解釈に取り違えた部分があったこと、議会に対して事前に適切な説明を怠ったことで迷惑をかける結果となった。今後は、さらに専門的知識を習得すべく、土地改良事業の研修会等に積極的に参加するとともに日々の研鑽を図り、職員おのおのレベルアップに努めていきたいとのことでした。

質問2、今の状況をとらえて今後どのように対応していくのか。6月7日午後4時、助役・経済部長・農村整備課長の3名で県庁、土地改良課長・農村整備課長・高崎土地改良事務所長の3氏に面会し、現状の報告と解決に向けての方策について指導を受け、県としては市議会より承認を受けた後、法手続を早急に進めるとともに、県の認可がおりるまで11年度繰り越し事業と12年度事業に着手しないよう指導を受け、県としても法手続については速やかに審査を行い、関係地区住民の影響を極力最小限に食い止めたいとの意向を示したとのことでした。

質問3、行政の体質について、どのように考えているのか。縦割りになりやすい体質であることは十分承知しています。行政改革の根本問題として機会あるごとに意識し、横との連携を図るべく努力しているつもりとのこと。今後は、部課を超えた連携を図れる体制づくりで臨みたいとのことでした。

質問4、市議会に対して市当局はどのように思っているか。行政を運営する車輪の両輪、翼の両翼と考えている。議会制民主主義を支え、市民の声の代弁者、市民とのパイプ役として、議会・議員各位を認識している。また、行政の監視役としても機能していただき、適切な事業運営ができるよう議員には日ごろから事業に対して助言をいただき、不明な点は説明をし、ともに考え、よりよい方向に進むよう対処していきたいと考えている。ただ、補助金絡みの事業などで年度末など時期的な問題で、議員の皆様と意思の疎通が図れない場合があるが、決して疎外しているわけではないことを承知していただきたいとのことでした。いろいろな事業で複雑で難しいケースも多々あり、地域の事情で議員各位においても事業の推進について賛否両論あると思うが、少しでもよい方向に向けて市民のために事業を推進していくという意識はすべての職員が持っていますので、できる限り市民の声を聞き、当然、議員の声も聞きながら事務事業を進めていきたいので、ご協力をお願いしたいとのことでした。

質問5、公共の利益、事業の遅れにより損失を伴う藤岡市の考え方について。早期完成を望んでいた上落合地区関係者の方々には、期待を裏切る原因をつくったことを深く反省しており、今後、県当局との信頼関係を築いていくには万全を期した事業計画の策定を行う、法を遵守した透明性、合理的な事業執行を行う、工期内の事業完了、県との綿密な事

業の調整などに努めていきたいとのことでした。

以上の質問に対する回答を得た後、主な質疑について申し上げます。法手続の必要性を生じたと認識したのはいつの時点か伺いたい。平成11年12月14日付の県からの通知で必要性を感じたとのことでした。法令の解釈の部分をどのように取り違えたのか伺いたい。道路延長の20%以上に及ぶ増、もしくは減、幹線道路の配置及び構造の著しい変化、道路延長の20%以上、以内の解釈、この辺で法令の解釈を取り違えたとのことでした。最終的な法解釈の確定はどのようになっているのか伺いたい。今回の場合は、県の通知により確認したとのことでした。どのようなシステムで決裁がおりたか伺いたい。専決規定に基づき専決し、職務を執行していくシステムとのことでした。

県から11年度繰り越し事業及び12年度事業に着手しないよう指導を受けたとあるが具体的にお聞かせ願いたい。11年度繰り越し事業として、平成11年12月28日に農道工事の入札を行い工事着工したが、3月31日まで終了しなかったため農道工事の工期変更を行い、予算は5月の臨時会及び今回報告という形で繰り越しの議決をいただいた部分及び12年度に11年度の残りを予定していたが、この部分についても計画変更該当する工事のため県の同意がおりるまで着手しないよう県の指導を受けたとのことでした。

12年度の工事内容を具体的に説明願いたい。12年度事業として計画していたのは11年度に繰り越した520メートルの舗装と、今、発注してある部分は下層路盤までなので、それ以降の舗装及びルート2という七輿ドライブインから、そのルート1の方に交差する道路の改良工事を予定していたとのことでした。県の話し合いの中で、上落合の事業だけでなく今後の藤岡市の補助事業について話し合いをしてきたか伺いたい。上落合の事業のみの話を行ってきたとのことでした。県の指導は議会の承認を得た後、法手続を早急に進めるとともに県の認可がおりるまで、11年度繰り越し事業・12年度事業に着手しないよう指導を受けたというが、これは上落合地区土地改良事業全体を指すものか伺いたい。上落合の事業全体と理解しているとのことでした。

行政の体質について、縦割りになりやすい体質を十分承知し、行政改革の根本問題として機会あるごとに意識し、横との連携を図るべく努力しているとの執行部側の考え方が、今回の問題が初めて起きたのであれば執行部側の姿勢に説得力を持つが、公の場で何度も指摘され、その解答が出ないまま機会あるごとに意識し努力しているということに関し、どのように説明されるのか伺いたい。庁議等において横の連絡を十分にとり不備のないよう指導してきたが、広い行政の中で横の連絡が十分とれなかった部分もあり、今後は部課を超えた連携を図れる体制づくりで臨みたいとのことでした。体質を顕著にあらわすような人事異動について伺いたい。人事異動につきましては全庁的であり、適材適所、能力主義、職員の意向調査等の過程の中で作業を進めており、周囲の状況を是正しながら考えて

いきたいので、ご理解いただきたいとのことでした。

市議会に対して市当局はどのように思っているか伺いたい。行政を運営する車輪の両輪、翼の両翼と考える。議会制民主主義を支えるパイプ役として議会議員各位を認識している。また、行政の監視役としても機能していただき、適切な事業推進ができるよう議員には日ごろから事業に対し助言をいただき、不明な点は説明をし、ともに考え、よりよい方向に進むよう対処していきたいと考えている。ただ、補助金絡みの事業などで年度末など時期的な問題で議員の皆様と意思の疎通が図れない場合があるが、決して疎外しているわけではないことをご承知していただきたいとのことでした。市は、今後どういう形で上位機関に対しての信頼回復をしていくのか、考えを伺いたい。国・県に対して一日も早い信頼回復を得るために、日参して一生懸命信頼回復に向けて対処していきたいとのことでした。

土地改良法第95条の2、96条の3の規定に反した場合の罰則規定について伺いたい。県の土地改良課へ問い合わせをした結果、正式回答ではないが、罰則規定はなく、そういったものを想定していないのではないかと回答であったとのことでした。罰則規定がないということは強い強制力があるということではなく、あまり法律違反というものを振りかざしてみても騒ぎすぎる感があり、事務手続上の問題であるから極力根回しをし、事業を推進するようにと解釈してよろしいか伺いたい。手続を誤った場合の罰則規定がないのではないかと回答を受けたとのことでした。

委員より次のような提案がありました。上落合の土地改良事業につき2日間さまざまな角度から論議していき、議論が出尽くし、決着がついたとは思わないが、公共の福祉、市民生活に直結したさまざまな要素も含んでおり、議会としては不満であるが諸般の事情を考え、公共の利益の確保、県費事業に対し県の中枢部に足を運び影響が出ないような約束の取りつけ、また、現在市が進めている事業の中で法的手続上の不備、条例違反等の報告を議会に報告していただきたいとの提案があり、執行部においてできるだけ早い時期に調整を行って回答したいので、ご理解いただきたいとのことでした。慎重審査の結果、賛成全員をもって議案第47号は可決すべきものと決しました。

なお、本特別調査委員会において、助役から法的事務手続の不備により議会に対して大変ご迷惑をおかけしたことについて陳謝がありましたことをご報告申し上げます。

以上をもちまして、本特別委員会に付託を受けました藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査に関する概要とその結果について報告を終わります。

議長（川野盛幸君） 藤岡市営上落合土地改良事業計画についての調査特別委員会委員長の報告が終わりました。

この際、助役より発言の申し出がありますので、これを許します。助役の登壇を願います。

(助役 柵木 孝君登壇)

助 役(柵木 孝君) ただいま登壇のお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

ただいま上落合土地改良事業調査特別委員会委員長から報告がありましたが、調査特別委員会の確認事項として申し上げさせていただきます。第1点、助役として責任を持って県の信頼回復のため県へ出向いて公共の不利益とならぬよう確約をもらってまいりたいと思います。次に、第2点でございますが、市が進める県費補助事業についてはすべて洗いざらい出して執行部といたしまして全庁的に諮り、議会に報告したいと思います。

次に、陳謝を申し上げます。去る6月7日、6月12日の両日にわたり上落合土地改良事業調査特別委員会におきまして、長時間にわたりご審議をいただきご指摘を受けました。このことについては、執行部といたしまして事務手続上の不適切であったと深く反省しています。今後、全庁的に的確に調整をし、県の信頼回復を得るため細心の注意を払って事業を進め、法令を遵守し、公正公平、厳正に対処するとともに職員を指導、監督して、厳重に注意を与えていく所存でございます。ここに心よりご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

議 長(川野盛幸君) 委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(川野盛幸君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(川野盛幸君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第47号藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

第6 陳情第5号 「激増する農畜産物の緊急輸入制限(セーフガード)の発動を求める」意見書採択を要請する陳情

陳情第6号 「激増する農畜産物の緊急輸入制限(セーフガード)の発動

を求める」意見書採択を要請する陳情

議長（川野盛幸君） 日程第6、陳情第5号「激増する農畜産物の緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める」意見書採択を要請する陳情、陳情第6号「激増する農畜産物の緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める」意見書採択を要請する陳情、以上2件を一括議題といたします。

経済常任委員会委員長の報告を求めます。委員長山田一友君の登壇を願います。

（経済常任委員会委員長 山田一友君登壇）

経済常任委員会委員長（山田一友君） ご指名を受けましたので、去る6月5日の本会議において経済常任委員会に付託されました陳情2件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は6月6日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。本委員会に付託を受けました2件の陳情につきましては、同一趣旨の陳情でありますので、一括議題として審議いたしました。

陳情第5号「激増する農畜産物の緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める」意見書採択を要請する陳情については、群馬県農民運動連合会代表長沢尚氏から、そして、陳情第6号「激増する農畜産物の緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める」意見書採択を要請する陳情については、群馬県農民運動連合会藤岡支部長小野里邦夫氏から提出されたものであります。この2陳情の趣旨は、野菜をはじめ輸入が激増している農畜産物にただちに「セーフガード」を発動すること、また、食料品の輸入を減らし、食糧自給率を高め、安全な食糧生産を増やし、地域農業と国民の生活・健康を守ることについて、関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

質疑の主なものについて申し上げます。他市の提出状況について伺いたい。前橋市は請願として提出があり不採択、高崎市は提出なし、桐生市は陳情として提出があり所管の委員会に配布、伊勢崎市は提出なし、太田市は陳情として提出があり文書表の議場配布、沼田市は陳情として提出があり所管の委員会に配布、館林市は提出なし、渋川市は陳情として提出があり文書表の議員配布、富岡市・安中市は提出なしとのことでした。農畜産物の輸入状況等はどのようになっているか伺いたい。平成9年度において、畑作については麦類が日本が必要としている需要量が899万8,000トン、生産量76万7,000トン、輸入量834万5,000トンで、自給率はわずか9%である。大豆が需要量504万トン、生産量14万5,000トン、輸入量505万7,000トン、自給率は3%。野菜が需要量1,671万5,000トン、生産量1,439万4,000トン、輸入量238万4,000トン、自給率は86%。果実が需要量865万3,000トン、生産量455万4,000トン、輸入量426万5,000トン、自給率は53%である。畜

産については、牛肉が需要量147万2,000トン、生産量52万9,000トン、輸入量94万1,000トン、自給率は36%。豚肉が需要量208万3,000トン、生産量128万8,000トン、輸入量75万5,000トン、自給率は62%。鶏肉が自給率67%、牛乳・乳製品が71%であるとのことでした。

委員から次のような意見がありました。食べられる農業ということで、日本の農業の将来を考えると一番肝心の食糧であるので、自国の自給率を高め、また、今、問題になっている遺伝子組み換え農産物等を考えると安全な食糧生産を増やすという意味でも国内で生産することが地域の農業と国民の生活・健康を守ることになると思いセーフガードを発動した方がよろしいのではないかと意見がありました。慎重審査の結果、陳情第5号について賛成全員をもって採択すべきものと決しました。

したがって、陳情第6号については同一趣旨の陳情のため採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、経済常任委員会に付託を受けました陳情2件に対する審査の概要と結果について報告を終わります。

議長（川野盛幸君） 経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し一括して質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第5号「激増する農畜産物の緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める」意見書採択を要請する陳情について、経済常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、経済常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

次に、陳情第6号「激増する農畜産物の緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める」意見書採択を要請する陳情について、経済常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、経済常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

第7 第7 議案第48号 監査委員の選任について

議長（川野盛幸君） 日程第7、議案第48号監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により久保信夫君の退席を求めます。

（24番 久保信夫君退場）

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 議案第48号監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり、本市の監査委員は議員から1名、知識経験者から1名、計2名と定められております。このうち、議員のうちから選任された川野盛幸監査委員が平成12年5月17日をもって辞職されたことにより、現在欠員が生じております。その後任として久保信夫氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

ご承知のとおり、久保氏は藤岡市上大塚に居住されており、昭和24年5月生の51歳であります。主な経歴を申し上げますと、平成3年に市議会議員に初当選後、現在3期目であり、この間には平成10年に監査委員に選任され、平成11年には市議会議長に就任され、要職を全うされた方であります。公平にして正義感にあふれ、温厚で誠実な性格は、住民の信望を得ているところであります。また、豊富な経験により地方行政に精通し、識見も高く、監査委員として適任と考え、ご提案申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第48号監査委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、議案第48号監査委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに決しました。

久保信夫君の入場を求めます。

（24番 久保信夫君入場）

第8 議員提出議案第1号 地域農業と農家経営を守るために緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める意見書の提出について

議長（川野盛幸君） 日程第8、議員提出議案第1号地域農業と農家経営を守るために緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者松本啓太郎君の登壇を願います。

（4番 松本啓太郎君登壇）

4番（松本啓太郎君） 議長から登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第1号地域農業と農家経営を守るために緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める意見書の提出について、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域農業と農家経営を守るために緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める意見書（案）。野菜をはじめとする外国の農畜産物の輸入が激増し、地域農業に重大な影響を与えている。市場価格が冷やされ、野菜価格などは長期にわたって低迷し、生産農家は運賃や箱代にもならないと悲鳴を上げている。1992年から1999年の7年間に、玉ねぎ6倍、ブロッコリ4倍、牛蒡17倍、里芋3倍、椎茸6倍、ニンジン・カブ17倍など生鮮野菜の輸入が激増し、これに加えて乾燥、塩蔵、加工品を含めると膨大な輸入量になる。WTO協定では、「セーフガードに関する協定」で農林水産物から工業製品まで、あらゆる品目を対象とし、特定産品の輸入急増によって国内産業が重大な被害を受け、また、受ける恐れがあることが政府の調査によって明らかになったときに、緊急輸入制限（セーフガード）を発動できることになっており、その発動内容は、輸入数量制限もでき、4年間

継続できるもので、国内産業を守る有力な手段になる。よって、政府におかれては、輸入急増によって深刻な影響を受けている農業と農家の生活を救済するために、WTO協定にもとづく緊急輸入制限（セーフガード）の発動を行うよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。記。1．野菜をはじめ、輸入が激増している農畜産物に、ただちに緊急輸入制限（セーフガード）を発動し、農業と農家の経営を守ること。2．食料品の輸入を減らし、食糧自給率を高め、安全な食糧生産を増やし、地域農業と国民の生活健康を守ること。平成12年6月14日。提出先、内閣総理大臣、大蔵大臣、外務大臣、通産大臣、農林水産大臣。藤岡市議会議長川野盛幸。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第1号地域農業と農家経営を守るために緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査・調査申し出の件

議長（川野盛幸君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において審査、調査中の事件につき会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出一覧表

| 番号 | 件名 | 委員会名 | 理由 |
|-------|-------------------|---------|------------------------------|
| 陳情第2号 | 家畜ふん尿処理施設建設に関する陳情 | 経済常任委員会 | 諸般の情勢から、なお慎重に審査する必要があると認めるため |

閉会中継続調査申出一覧表

| 委員会名 | 件名 |
|---------|------------------|
| 総務常任委員会 | 1. 市税の適正課税について |
| | 2. 市有財産の管理状況について |
| | 3. 行政財政の実態について |
| | 4. 市行政の総合計画について |
| 経済常任委員会 | 1. 農業振興対策について |
| | 2. 中小企業振興対策について |
| | 3. 商業振興対策について |
| | 4. 観光施設の整備拡充について |

| 委 員 会 名 | 件 | 名 |
|---------------|--|---|
| 建設常任委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 道路及び橋梁整備について 2. 公営住宅事業について 3. 下水道施設の整備拡充について 4. 上水道施設の整備拡充について | |
| 教務厚生 常任委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 学校整備状況について 2. 社会教育施設の充実について 3. 社会福祉施設の充実について 4. 交通安全施設について 5. 環境衛生施設の拡充について 6. 国民健康保険の実態について | |
| 議会運営委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 議会の運営に関する事項 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3. 議長の諮問に関する事項 | |

字 句 の 整 理 の 件

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。会議規則第43条の規定に基づき本会議の議決の結果、その条項・字句・数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議長（川野盛幸君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 平成12年第3回藤岡市議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさ

つを申し上げます。

本議会は、6月5日から本日まで10日間にわたり開催され、議員各位におかれましてはご多忙のところを多数の重要案件につきまして、ご審議をいただき深く感謝申し上げます。今後とも議員各位から賜りました貴重なご意見・ご提案を事務事業の推進、行政運営に反映させながら、市民生活の向上と発展に、そして、藤岡市の発展に努力してまいり所存でございます。21世紀に向かって時代は今内外ともに大きく変わろうとしております。今後、住民のニーズに的確に、かつ速やかに対応し、より質の高い行政サービスを提供しながら藤岡市民が安心して暮らせるためのまちづくり・環境づくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議員各位におかれましては、藤岡市政に対しまして今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様には健康に十分ご留意され、一層のご活躍をいただけますようご祈念を申し上げます。閉会のあいさつといたします。

閉 会

議長（川野盛幸君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成12年第3回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

午前11時40分閉会